No.	資料名	頁]	項目	内容	回答
1	実施方針	2	1	(1)	4)	福利・保健管理棟については、教職員・学生の交流を円滑とする。 オアシスと位置づけられておりますが、福利施設については地域 住民やその他訪問者等に対しての利用についてはどのようにお考 えでしょうか。	員・学生と地域との交流を深めることを想定しています。
2	実施方針	2		()	,		模修繕の委託先は本件とは別途の入札等の方法により決定される落札者となります。詳細については、入札公告時に公表する予定です。
3	実施方針	2		()	,		模修繕の委託先は本件とは別途の入札等の方法により決定される落札者となります。詳細については、入札公告時に公表する予定です。
4	実施方針	2	1	(1)	5)	「福利・保健施設棟の福利棟部分に入居するテナント等の取扱いについては、民間企業の意見を踏まえ別途(12月要求水準書)公表する』とありますが、基本的な事項(運営が必要・テナント誘致を含む等)についても、それ以前に公表はされないのでしょうか?	民間企業の意見等を踏まえ、要求水準書(案)で示す予定です。
5	実施方針	2	1	(1)	5)	当初、本事業は(桂)総合研究棟 と(桂)福利·保健管理棟の2事業を予定されていましたが、1つの事業とした理由をお示しください。	
6	実施方針	2	1	(1)	5)	総合研究棟 及び福利・保健管理棟の2施設につき一体の事業にするとありますが、同クラスター内の施設も一体として維持管理した方が合理的と思われます。他施設もPFI事業者が、一体として維持管理することは可能でしょうか。	
7	実施方針	2	1	(1)	5)	「福利・保健管理棟の福利棟部分に入居するテナント等の取扱いについては、民間企業の意見を踏まえた上で、決定するものとする。」とありますが、事業契約書(案)公表時までには決定されると考えて宜しいでしょうか。	民間企業の意見等を踏まえ、要求水準書(案)で示す予定です。
8	実施方針	2	1	(1)	5)	クラスタ-C内の総合研究棟V建設予定地に公園がありますが、当該施設は移設を要するのか、もしくは解体をするのかご教示下さい。	今回の事業範囲には含まない予定です。
9	実施方針	2	1	(1)	5)	大学、選定事業者間における業務分担については、今後一覧表などで示して頂けるのでしょうか。	詳細については入札説明書等で示す予定です。

No.	資料名	頁		J	項目	1	内容	回答
10	実施方針	2	1	(1)	5)		「テナント等の取扱いについては、民間企業の意見を踏まえた上で、決定するものとする」とありますが、テナント部分については独立採算業務という認識でよろしいでしょうか。	特に独立採算とすること等の前提は設けていません。独立採算及 びこれ以外の形態を含む民間からの意見をふまえて、大学で検討 し、決定するとの意味です。
11	実施方針	2	1	(1)	5)	ア	施設整備業務において、電波障害調査・対策業務が業務範囲とされておりますが、対策費用は大学の負担と考えて宜しいでしょうか。	
12	実施方針	2	1	(1)	5)	1	大規模修繕のお考えをお示し〈ださい。(官(大学側)が事業期間 終了後に行うのか、提案する必要があるのか。)	提案提出時に事業者から修繕計画を提出して頂〈方針です。大規模修繕の委託先は本件とは別途の入札等の方法により決定される落札者となります。詳細については、入札公告時に公表する予定です。
13	実施方針	2	1	(1)	5)	1	光熱水費の記述がありませんが、現段階でのお考え(提案に含めるのか、支払いは事業者か、官か)をお示しください。	施設の引渡し前までの光熱水費は事業者負担と致します。
14	実施方針	2	1	(1)	5)	1		
15	実施方針	2	1	(1)	5)	1	清掃業務には外構の清掃、敷地内清掃等は含まないものと理解してよろしいですか。	計画予定地内の清掃等を含む予定であり、詳細については要求 水準書(案)にて明示する予定です。
16	実施方針	2	1	(1)	5)	1	建物保守管理業務、設備保守管理業務、外構施設保守管理業務 に更新が含まれていますが、ここでの更新の定義をお示しください。	本事業期間中施設が要求水準に示すレベルを保つことを目的とし、機能等が劣化した設備や機器等(備品含む)を新たに整備・調達する保全業務を示します。
17	実施方針			()			ていませんが、大規模修繕は事業の範囲に含まれるのでしょうか。	提案提出時に事業者から修繕計画を提出して頂〈方針です。大規模修繕の委託先は本件とは別途の入札等の方法により決定される落札者となります。詳細については、入札公告時に公表する予定です。
18	実施方針	2	1	(1)	5)	1		提案提出時に事業者から修繕計画を提出して頂〈方針です。大規模修繕の委託先は本件とは別途の入札等の方法により決定される落札者となります。詳細については、入札公告時に公表する予定です。

No.	資料名	頁]	頁目	1	内容	回答
19	実施方針	2	1	(1)	5)	1	水光熱費は大学側でご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	施設の引渡し前までの光熱水費は事業者負担と致します。
20	実施方針	2	1	(1)	5)	7	施設の維持管理業務において、施設全体の水光熱費の負担は大学と理解して宜しいでしょうか。	施設の引渡し前までの光熱水費は事業者負担と致します。
21	実施方針	2	1	(1)	5)	1	維持管理業務において、「修繕」・「更新」が業務範囲とされていますが、機能維持のための日常修繕を指すと考えて宜しいでしょうか。	その通りですが、「修繕」・「更新」の用語の定義や選定事業者の行う業務の詳細については要求水準書(案)で示す予定です。
22	実施方針	2	1	(1)	5)	1	維持管理業務のなかに、修繕・更新の業務が含まれていますが、いわゆる大規模修繕は業務に含まれているのでしょうか。また、含まれているとすれば、その費用の支払方法についてご教示下さい。	提案提出時に事業者から修繕計画を提出して頂〈方針です。大規模修繕の委託先は本件とは別途の入札等の方法により決定される落札者となります。詳細については、入札公告時に公表する予定です。
23	実施方針	2	1	(1)	5)	1		
24	実施方針			,			施設整備に係る費用は割賦方式にてお支払いいただけることと存じますが、福利・保健管理棟と総合研究棟 とで供用開始時期が1年間ずれております。割賦料のお支払いも福利・保健管理棟分と総合研究棟 分の2本建でなされるのでしょうか。それとも、1本に取りまとめて支払がなされるのでしょうか。仮に1本でのお支払いになるのであれば、割賦元本の構成はどのようになるのでしょうか。また、割賦利息はいつ時点から発生することになるのでしょうか。	
25	実施方針	3	1	(1)	6)		長期に亘る事業期間中には、例えば大学の独立法人化等の環境の変化が予想されます。このような環境の変化は大学による費用の支払に影響を与えないと考えて宜しいでしょうか。また、支払について文部科学省による保証等があると考えて宜しいでしょうか。	
26	実施方針	3	1	(1)	6)		事業契約の締結にあたっては、大学内において、地方公共団体における債務負担行為に該当するような手続を経る必要があるのでしょうか。御教示〈ださい。	

No.	資料名	頁		J	頁目	内容	回答
27	実施方針	3	1	(1)	6)	大学による費用の支払にあたっては、支払の平準化を予定されているのでしょうか。 御教示〈ださい。	大学としては、支払の平準化をPFI導入のメリットの一つと考えていますが、平準化の度合いの詳細については入札説明書等で示す予定です。
28	実施方針	3	1	(1)	7)	BTO方式により実施されるとのことですが、施設整備に係る費用は施設の完成確認、引き渡しをもって確定債権として確立されるものと考えてよろしいでしょうか。	
29	実施方針	3	1	(1)	7)	本事業はBTO方式を想定されているということで、竣工後即座に大学が施設所有権を保有されますが、不動産取得税・事業所税(新設)については事業者には課税されないとの理解でよろしいでしょうか。	
30	実施方針	3	1	(1)	7)	本事業はBTO方式を想定されているということですが、施設所有権は、大学が直接保存登記されますか、あるいは、事業者側で保存登記し、大学に移転登記することになりますか。また、登録免許税は大学の負担でしょうか、事業者の負担でしょうか。	
31	実施方針	3	1	(1)	9)	設計・建設期間が平成15年8月~(選定事業者の提案に基づく) とありますが、設計・工事期間が短縮となった場合、引渡しは、予 定より早められるのでしょうか。	遅くとも、福利・保健管理棟については平成17年4月、総合研究棟 については平成18年4月に供用開始が出来るように、引渡しをし て下さい。
32	実施方針	3	1	(1)	9)	供用開始日が、福利・保健管理棟と総合研究棟Vの供用開始日及び維持管理期間が異なっておりますが、維持管理業務の効率的な実施のために維持管理期間の開始日を同一として頂くことは可能でしょうか。	当該2施設については、供用開始日が異なるため、維持管理業務の開始日も同様異なるものと考えます。
33	実施方針	4	1	(2)	3)	VFM評価を明らかにした上でとなっておりますが、PSC想定金額等は、今後明確にされ、債務負担行為の限度額も提示されると考えて宜しいでしょうか。	PSC想定等は特定事業の選定時に可能な範囲で試算条件を明確 化します。また、債務負担行為の限度額は提示いたしません。
34	実施方針	4	1	(2)	3)		PSC想定等は特定事業の選定時に可能な範囲で試算条件を明確化します。

No.	資料名	頁		J	項目	1	内容	回答
35	実施方針	4	1	(2)	3)		「特定事業と選定した場合は、VFM評価を明らかにし」とありますが、VFMの算定結果だけでなく、評価する際に算定の根拠となる数値及び公式等は公表していただけるのでしょうか。	PSC想定等は特定事業の選定時に可能な範囲で試算条件を明確 化します。
36	実施方針	5	2	(2)			12月発表の「要求水準書」の内容で、建築計画について、「具体的」に、どのような資料が公表される予定かご教示下さい。[例:詳細な面積表、屋外・室内仕上げ表、一般図(平面図・立面図・断面図)、詳細図、各室の設備要求条件書、インフラ取り合い条件など]	
37	実施方針	8	2	(4)	1)		協力会社として、参加表明書で申し込む場合、応募企業又は、応募グループに属して申し込むのか、又は協力会社として単独で申し込むのか、いずれですか。	応募企業又は応募グループに属して申し込むものとします。
38	実施方針	8	2	(4)	1)		「応募企業または応募グループの構成員」と「協力会社」の違いについてお教え下さい。「応募企業または応募グループの構成員」は特別目的会社への出資を伴う者であり、「協力会社」は出資を行わない者という認識でよろしいでしょうか。	
39	実施方針	8	2	(4)	1)		『応募者又は応募グループの構成員以外のもので、・・・・・参加要件書において協力会社として明記し、』とありますが、どの程度まで明記する必要があるのかご教示願います。(アドバイザーを含む等)	バイザーは含まれていませんが、詳細については入札説明書等で
40	実施方針	8	2	(4)	1)		建設工事を請け負う者が使用する下請け企業までの登録は必要ないものと理解してよろしいでしょうか。あくまで、工事を請け負う元請建設会社の登録でよろしいでしょうか。	
41	実施方針			,			に出資するものが「構成員」、出資しないものが「協力会社」、という 理解でよろしいでしょうか。	
	実施方針			,			京都大学桂キャンパス基本設計業務の受託及び協力に伴い、具体的に参加資格要件を満たさない企業についてお教え頂けないでしょうか。	
43	実施方針	9	2	(4)	1)	オ	『京都大学桂キャンパス基本設計業務の受託者及び受託者の協力会社として参加していないこと』とありますが、受託業者名及び協力会社名をご提示願います。	

No.	資料名	頁		Į	頁目	1	内容	回答
44	実施方針	9	2	(4)	1)	オ	「京都大学桂キャンパス基本設計業務の受託者・・・・」とあります。 この基本計画が、PFI事業者が行う設計業務にどの程度影響を与 えるのでしょうか。	
45	実施方針	9	2	(4)	1)	オ	京都大学桂キャンパス基本設計業務の受託者は、公表されないのでしょうか。又、基本設計の図面等は、公開していただけないのでしょうか。	株式会社日建設計です。また、提案にあたって必要な図面等については大学より提示する予定です。
46	実施方針	9	2	(4)	1)	9	審査委員会の委員が属する企業・・とありますが、大学に関連しての参加資格制限はありますでしょうか。例えば京都大学に非常勤講師を派遣している、あるいは名誉教授等が会社に所属している、共同研究を行っている等、学問的な観点等で関わりのある企業について、参加資格に制限はあるのでしょうか。	考えます。また名誉教授等が会社に所属している、共同研究を 行っている等、学問的な観点等で関わりのある場合については、
47	実施方針	9	2	(4)	1)	9	的範囲についてお教え下さい。 資本面とは連結関係にある会社であり、 人事面においては、本事業の業務に関わっている者に対し	資本面における関連性については、「当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしているもの」を考えております。また、人事面における関連性については、「当該応募者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていない場合における当該応募者」を考えております。
48	実施方針	9	2	(4)	2)		設計、建設及び維持管理の各業務に当る者は別途要件が定められていますが、これらの業務を行うものは、必ず特別目的会社への出資を行う必要がありますでしょうか。	応募企業及び応募グループの構成員として参画する場合は、特別 目的会社に出資する必要があります。なお、協力会社として参画 する場合は、出資する必要はありません。
49	実施方針	9	2	(4)	2)		資格審査の結果、資格を満たしている応募者全てに対し、提案要請があると考えて宜しいでしょうか。	資格審査の結果、資格を満たしている応募者は、提案することが 出来ますが、入札を辞退することも可能です。
50	実施方針	10	2	(4)	2)		『参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員及び協力会社の変更は認めない』とありますが、追加も認められないのでしょうか?	
51	実施方針	10	2	(4)	2)		は参加表明時に登録がされている事が必要なのでしょうか。申請	文部科学省競争参加資格の登録については、開札の時までに登録されていることを必要とします。よって、参加表明・資格確認申請の提出期限日に資格を有していない者であっても、開札の時に条件を満たしていれば参加資格があることを確認するものとします。

No.	資料名	頁		Į	頁目		内容	回答
52	実施方針	10	2	(4)	2)		い」とありますが、資格審査をおこなった会社の変更は認めないと	参加表明書提出時点で参加の意思を表明した応募者の構成員及び協力会社の変更は、事業遂行に支障をきたすおそれがあると認められる場合などを除き原則として認めません。また、参加表明書提出後に応募者の構成員及び協力会社を新たに追加または減らすことも原則として認められません。
53	実施方針	10	2	(4)	2)			構成員及び協力会社の追加、撤退の場合や構成員と協力会社間の入れ替え等の場合はここで言う変更になりますが、詳細については大学と応募者との協議によるものとします。
54	実施方針	10	2	(4)	2)	ウ	本事業と同種業務の維持管理業務を有すること。とありますが、参加資格の等級格付けがOKであれば民間事業実績でも同種業務の維持管理業務実績と考えてよろしいですか。	
55	実施方針	10	2	(4)	2)	ウ		
56	実施方針	11	2	(5)	3)		『選定事業者と大学は事業契約書に基づき、契約手続きを行う』と ありますが、文部科学大臣から本事業について事務の委任を受け ている京都大学長と契約手続きを行うという理解でよいのでしょう か?	· す。
57	実施方針	11	2	(8)			構成員は必ずSPCに対する出資が義務づけられておりますが、応募グループ構成メンバーにおいて出資を行う予定のない企業につきましては"協力会社"というステイタスで参加表明等を行えば宜しいのでしょうか。	
58	実施方針	11	2	(8)			構成員以外の出資者の表明は必要でしょうか?	詳細については入札説明書等で示す予定です。
59	実施方針	11	2	(8)			「応募企業又は応募グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする」とございますが、グループで応募する場合のグループ構成員は必ず特別目的会社(SPC)へ出資しなければならないのでしょうか。	

No.	資料名	頁		項	■	内容	回答
60	実施方針	11	2	(8)		「応募企業又は応募グループの構成員は、当該会社に対して出資する」とありますが、構成員全てが出資する必要はないと考えて宜しいでしょうか。	
61	実施方針	12	2	(8)		事業契約期間中において、原則として出資比率は変更できないという理解で宜しいでしょうか。(増資、他の構成員への株式の一部譲渡等により出資比率が変わることは可能でしょうか。)	
62	実施方針	12	2	(8)		業期間中に株式の保有が50%を越えていれば、それ以外の株式	実施方針P12 (2-(8) にて記載したとおり、たとえ応募グループ構成員の株式保有数が50%を超えていても、それ以外の株式の譲渡は、大学の事前の書目による承諾がなければ認められません。
63	実施方針	12	2	(8)		その出資率の合計は、全体の50%を超えるものとする。とありますが、全体の50%とは、何に対しての全体の50%超えた出資率ですか。	特別目的会社の資本金を指します。
64	実施方針	12	3	(3)		"契約保証金の納付"・"国債証券等の提供"・"履行保証保険付保"等事業者に課される措置につきまして、各措置毎にその条件をご提示いただけますでしょうか。(具体的には金額、対象期間等をご教示〈ださい)	契約金額の設計・建設に相当する金額の10分の1以上の納付を
65	実施方針	12	3	(3)		"契約保証金の納付"等の措置を事業者に課する予定とのことですが、構成員が一定の基準を満たしていることを条件に(例えば、類似業務の実績等)、免除願えないでしょうか。	契約保証金の免除は予定しておりません。
66	実施方針	12	3	(3)			履行保証保険付保については、設計・建設期間を対象期間とし、 契約金額の設計・建設に相当する金額の10分の1以上の納付を 予定していますが、詳細は入札説明書において示します。
67	実施方針	12	3	(3)		事業契約の保証については、設計建設部分のみならず、供用開始 後も含めた全ての事業期間において業務の履行保証を求めるも のでしょうか。	
68	実施方針	13	3	(3)		「履行保証保険付保等による保証措置」とは、建設期間中のみに対する履行保証保険という理解でよろしいでしょうか。	設計・建設期間について履行保証を求める予定です。

No.	資料名	頁]	項目	1	内容	回答
69	実施方針	13	3	(4)	2)	オ	財務の状況について報告義務がございますが、この財務状況とは 選定事業者が設立する特別目的会社(SPC)のものでよろしいで しょうか。	そのとおりです。
70	実施方針	13	3	(4)	2)	オ	「選定事業者は、毎年度、公認会計士による監査を経た財務の状況について、大学に報告」とありますが、設立する特別目的会社の決算月に関する制限はあるのでしょうか。	
71	実施方針	14	3	(4)	5)		モニタリングにより減額される可能性のあるのは、維持管理に関する費用部分のみと考えて宜しいでしょうか。(施設整備に関する費用部分は減額対象外と考えて宜しいでしょうか)	
72	実施方針	14	3	(4)	5)		「モニタリングの結果、要求水準が維持されていない場合、支払額を減額する」とありますが、施設引渡後の維持管理業務を原因とする減額は、施設整備費である割賦金には影響は及ばず、維持管理に係わる費用のみ減額されるとの理解でよろしいでしょうか。	- ਰ 。
73	実施方針	14	3	(4)	5)		減額の考え方については、入札説明書にて提示する旨記載がごさいますが、供用開始後(維持管理段階)のモニタリング結果により、支払額の減額が行われる場合、当該減額対象部分は維持管理業務のみであり、初期コスト部分については、減額の対象にならないものと理解してよろしいでしょうか。	ं इ.
74	実施方針	14	3	(4)	5)		モニタリング結果による減額は、当該業務に関する支払額に対してのみ適用される理解でよろしいでしょうか。例えば、施設の完工引き渡し後に維持管理業務の要求水準が満たされていない場合、減額は施設整備費の支払額には及ばない、という理解でよろしてでしょうか。	ं
75	実施方針	15	4				総合研究棟 及び福利・保健施設棟の測量図及び地質調査資料はあるのでしょうか?また、図面及び資料がある場合、いつ頃公表されるのでしょうか?	計画敷地図、隣接地の地質調査資料等を要求水準書(案)で示す 予定です。
76	実施方針	15	4	(1)			全体及び各クラスターの面積が記載されていますが、そのうちで事業者が施設整備等に活用できる面積(㎡)は最大で何㎡でしょうか。外構等の整備にも関わると考えられますので、決定されている面積があればお教え下さい。	
77	実施方針	18	4	(2)	2)		福利施設に記載のあります"レストラン"・"インターネットカフェ"・他の運営は事業者が行うのでしょうか。(事業者の責任でテナント等のアレンジを行うのでしょうか)	

No.	資料名	頁		項	i l	内容	回答
78	実施方針	18	4	(2) 2	2)	福利施設を運営するのは、大学側あるいは事業者のいずれでしょうか。また、内部設備機器等(インターネットカフェ、厨房等)も初期の施設整備範囲に含まれるのでしょうか。	
79	実施方針	18	4	(2) 2	2)	(福利棟に入居するテナント等の取り扱いについては、民間企業の意見を踏まえた上で決定するものとする、との記述は理解しましたが)レストラン、インターネットカフェ、購買部、多目的ラウンジ、厨房等の施設につき、現段階で大学が想定されている施設内容・規模、基本的な考え方をご教示下さい。	
80	実施方針	18	4	(3)			附帯事業を行う場合などを想定した記述です。特定事業として選定した場合に、入札説明書等で改めて明示する予定です。
81	実施方針	18	4	(3)		「本件土地は大学所有の行政財産」とありますが、選定事業者は大学と土地に関する使用貸借契約を締結できると考えて宜しいでしょうか。それとも「設置許可」に基づき本件土地を利用することになるのでしょうか。	
82	実施方針	21	7	(1)		「本事業に関する法制及び税制上の措置等は想定していない」とありますが、補助金等の交付も想定していないとの理解でよろしいのでしょうか。	
83	実施方針	21	7	(2)		当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とするとありますが、個別民間金融機関によって金利が異なるものと考えられるので、提案時には織り込む際の金利を指定頂けるのでしょうか。あるいは織り込む場合にも、提案時には金利を日本政策投資銀行以外の他の借入と同様の金利を見こむという認識でよろしいでしょうか。	投資銀行の審査により決まること、無利子融資等の有無の事業採 算に及ぼす影響が大きいことから、無利子融資を含む同行の融資 について民間事業者の提案書に織り込む場合には、民間金融機
84	実施方針	21	7	(2)		融資を考慮する、しないに係らず、提案のベースとなる金利は、民間金融機関の金利を用いる、という意味でしょうか。	無利子融資等の適用の可否は、民間事業者の選定後に日本政策 投資銀行の審査により決まること、無利子融資等の有無の事業採 算に及ぼす影響が大きいことから、無利子融資を含む同行の融資 について民間事業者の提案書に織り込む場合には、民間金融機 関と同様の金利を前提とすることとしております。

No.	資料名	頁	項目		内容	回答
85	実施方針	21	7 (2)		機関と同様の金利を前提とする」とありますが、無利子融資または	無利子融資等の適用の可否は、民間事業者の選定後に日本政策 投資銀行の審査により決まること、無利子融資等の有無の事業採 算に及ぼす影響が大きいことから、無利子融資を含む同行の融資 について民間事業者の提案書に織り込む場合には、民間金融機 関と同様の金利を前提とすることとしております。
86	実施方針	21	7 (2)		現在支給が予定されている国庫補助金等ございましたら御教示願 います。	現状では想定していません。

No.	資料名	項目	項目	内容	回答
		制度関連リスク		法制度・許認可の新設・変更に関するもの(本事業にのみ影響を 及ぼすもの以外)が事業者リスクとなっておりますが、これらは行 政サイドにて新設・変更を行うものであることから、リスクの負担に 当たっては、その都度協議させていただくことでは如何でしょう か。	みに適用のある法令の変更は大学側の負担とし、それ以外のあまねく適用される一般的な法令変更は事業者の負担とすべきと考えます。
88	リスク分担表	制度関連リスク	税制度リスク	収益関係税の変更に関するリスク負担は事業者負担となっておりますが、これらは国や自治体が変更を行うものであることから、リスクの負担に当たっては、事業者だけではなく、当該事項が発生の場合には、協議させていただくことでは如何でしょうか。	
89	リスク分担表	制度関連リスク	税制度リスク	消費税及び収益関係税以外の税制度が新設、変更されて事業に 影響を受ける場合のリスク分担に関してお教え下さい。	全ての事業者に影響を及ぼす税制等の変更は民間事業者の負担と考えております。
90	リスク分担表	制度関連リスク	税制度リスク	外形標準課税が導入された場合のリスク分担をご提示願います。 す。	詳細については入札説明書等で示す予定です。
91	リスク分担表	制度関連リスク	税制度リスク	税制度リスクの対象として"消費税に関するもの"と"収益関係税に関するもの"のみが記載されておりますが、その他の税制度に関する変更・新設がなされた場合にはどのような取扱になるのでしょうか。(都度ご相談させていただけるのでしょうか。例えば、外形標準課税が新設された場合、事業へのインパクトが現時点では不明であるため、その時に協議させていただきたいと存じますが)	
92	リスク分担表	社会リスク		住民対応リスク、第三者賠償リスクにおいて「大学の提示条件」という記載が三ヶ所ありますが、これは具体的に何を指すのかご教示下さい。	
93	リスク分担表	社会リスク	環境問題リスク	環境問題リスクが事業者負担となっておりますが、施設の所有権が完工後大学側に移りますので、事業者は"施設引渡以前の期間"および"施設引渡後に事業者に起因して環境問題が発生した場合"にのみリスクを負担するという認識で宜しいでしょうか。	等で示す予定です。
94	リスク分担表	社会リスク	環境問題リスク	環境問題リスクは、事業者の負担となっておりますが、事業者に 帰責事由があるものに限るとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、ご指摘の考え方ですが、詳細については入札説明書 等で示す予定です。
95	リスク分担表	社会リスク	環境問題リスク	「環境問題リスク」の中の有害物質の排出及び漏洩についても事業者に帰責事由のある場合に事業者負担と考えて宜しいでしょうか。	原則として、ご指摘の考え方ですが、詳細については入札説明書 等で示す予定です。

No.	資料名	項目	項目	内容	回答
96	リスク分担表	社会リスク	第三者賠償リスク	"施設の所有権移転前に大学の提示条件により第三者に対し損害を与えた場合"の負担者が大学・事業者 となっておりますが、これは事業者に起因する場合のみ事業者がリスクを負担すると理解すれば宜しいのでしょうか。また、"上記以外の事由により第三者に対し損害を与えた場合"の負担者が事業者となっておりますが、この場合も事業者に起因する場合のみ事業者がリスクを負担すると理解すれば宜しいでしょうか。	の提示条件以外の事由のものは事業者の負担と想定しますが、 詳細については入札説明書等で示す予定です。
97	リスク分担表	社会リスク	第三者賠償リスク	"第三者による維持管理費又は修繕費の増大に関するもの"のリスク負担者が大学・事業者 となっておりますが、具体的にはどのようなケースで事業者がどのような負担をすることになるのでしょうか。(第三者に起因する維持管理費等の増大は第三者が負担すべきものであり、第三者に負担能力がない場合には施設所有者である大学が負担すべきものと思われますが。)	
98	リスク分担表	社会リスク	第三者賠償リスク	上記以外の事由・は事業者側のリスク負担となっていますが、大学の提示条件以外でも事業者の管理範囲を超えた範囲、例えば不可抗力等により第三者に対し損害を与えた場合の賠償責任は、原因となった第三者あるいは施設所有者に賠償責任があるものと考えてよろしいでしょうか。	ます。不可抗力については、不可抗力リスクの項を参照願いま す。
99	リスク分担表	不可抗力リスク		不可抗力リスクの負担は、大学側が、事業者側が となっていますが、具体的な意味としては、事業者側の負担が上限を決めた限定的なもの(例えば、事業費の0.5%を上限とする)と考えてよるしいでしょうか。	担するという意味です。事業者側の負担の限度額等は入札説明
100	リスク分担表	不可抗力リスク		不可抗力又は法令変更等による工事費の増大、予算超過は、大学側、、事業者側となっていますが、事業者の負担は上限を定めた限定的なもの(例えば増大分の0.5%負担)と考えてよろしいでしょうか。	担するという意味です。事業者側の負担の限度額等は入札説明
101	リスク分担表	不可抗力リスク		不可抗力リスクに関しては、大学が「」、事業者が「」となっておりますが、不可抗力により生じた費用負担に関しては、どのようなお考えでしょうか。	
102	リスク分担表	金利変動リスク		金利変動リスクに関しては、事業者の負担となっておりますが、施 設等整備費にかかる支払利息の算定方式は、基準金利と事業者 が提案したスプレッドの合計と考えてよろしいですか。又、金利の 決定基準日は、いつを想定されているでしょうか。	せした金利により割賦金利相当部分を算定するものとします。 詳

No.	資料名	項目	項目	内容	回答
103	リスク分担表	金利変動リスク		「金利変動リスク」は事業者の負担となっていますが、基準金利に 関する定期的な見直しも行わないという意味でしょうか。	そのとおりですが、詳細については入札説明書等で示す予定で す。
104	リスク分担表	物価変動リスク		「物価変動リスク」は事業者の負担となっていますが、物価変動による支払額の変更はあると考えて宜しいでしょうか。	そのとおりですが、詳細については入札説明書等で示す予定で す。
105	リスク分担表	物価変動リスク			物価変動による支払額の調整を行うことは想定していますが、その調整方法の詳細については入札説明書等で示す予定です。
106	リスク分担表	維持管理リスク	施設瑕疵リスク	施設瑕疵については、民法上10年を限度としていますが、10年を越えるものでも事業者がリスクを負担するという認識でよろしいでしょうか。	
107	リスク分担表	維持管理リスク	施設瑕疵リスク	事業期間中の施設の瑕疵は事業者が負担とありますが、ここでは施設 = 建物と理解してよろしいでしょうか。要求水準書(案)が公表されていませんが、事業者が整備する家具・備品が有る場合、これにも事業期間中の瑕疵が求められるのでしょうか。	
108	リスク分担表	維持管理リスク	維持管理コストリスク	大規模修繕費に関するリスクは大学負担と言う認識でよろしいでしょうか。国から事業者に対して長期修繕計画に基づ〈大規模修繕の定義及びその予定費用が当初に提示されるのでしょうか。	記述していただいた解釈の通りですが、詳細については入札説明 書等で明示する予定です。
109	リスク分担表	維持管理リスク	維持管理コストリ スク	ここでの第三者には、大学の学生も含まれるのでしょうか。その場合、学生の故意の行動による維持管理費用の増大(ガラス破損、ガラス、壁等への落書き、周辺へのごみ放置等)についての負担は、キャンパスという本施設の位置付けから大学側と思料しますが、お考えをお示しください。	該当します。
			スク	事業期間終了後の施設の機能維持はその間の大規模修繕の有無によりその水準が大き〈異なるものと思料します。本件の事業期間中必要となる大規模修繕の扱いについてお示し〈ださい。また、事業期間終了時の要求水準については、ご提示されるものと理解してよろしいでしょうか。	場合に、入札説明書等で明示する予定です。入札説明書等に示す要求水準を満たしている状態で事業期間を終了できれば構いません。
111	リスク分担表	維持管理リスク	維持管理コストリ スク	維持管理段階において、施設に関する火災等の保険については、建物所有者である国が付保すると考えてよろしいでしょうか。	大学は付保しません。